



社会人のための新しい支援制度!! 教育訓練給付金について!



教育訓練給付制度とは？

資格を取得して、
キャリアアップを
目指す方

仕事の
スキルアップを
目指す方

労働者や離職者が、自ら費用を負担して、
厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、
支払った経費の一部を支給する雇用保険の給付制度です。



■ 専門実践教育訓練給付 対象学科:保育科

受講者が支払った教育訓練経費のうち、40%を支給(年間上限32万円)。更に、受講修了日から1年以内に資格取得し、雇用保険被保険者として雇用された場合には20%を追加支給(合計60%支給)。給付期間は原則2年(資格の取得につながる場合は最大3年)。

1年次	+	2年次	+	就職
年額 320,000円		年額 280,000円		約 56,000円 ※1

||

入学費 授業料 教材費 2年間で最大約 **656,000円** の給付 〔受講費用の60%〕

※1 資格取得した上で、卒業式の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合は、教育訓練経費の20%に相当する額が追加支給されます。

※詳しくは本校にお問い合わせ頂くか、
最寄りのハローワークもしくは、厚生労働省のHPからご確認ください。